

第 25 回医療経済実態調査について

○ 第 25 回調査の実施について

第 25 回調査の実施に向けた調査設計に係る議論が必要であり、調査実施小委員会を開催し、議論を開始することとしてはどうか。

<調査実施小委員会での議論の進め方（案）>

◎ 事務局から主な論点を提示

- ・ 調査項目の見直し（物価高騰に係る項目、新型コロナウイルス感染症関連の調査項目等）
- ・ サンプル数が少ないと予想される集計（例：一般診療所の主たる診療科別）への対応について
- ・ 有効回答率の向上策

◎ 議論を踏まえ、事務局から実施案等を提示

<スケジュール（案）>

| | |
|-----------------|--|
| 令和 6 年 10 月 9 日 | ○ 総会（調査実施に向けた検討） |
| 令和 6 年 10 月～ | ○ 調査実施小委（調査実施に向けた検討開始） (実施案等の提示・調査の内容の了承) |
| 令和 7 年 6 月 | ○ 調査月 |
| 令和 7 年 11 月中旬 | ○ 調査実施小委員会・総会（調査結果の報告） |

(参考) 医療経済実態調査について

1 調査目的等

- 「医療機関等調査」及び「保険者調査」の2調査で構成。
- 「医療機関等調査」・・・病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。
- 「保険者調査」・・・医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。
- 昭和42年から実施され、昭和63年の中央社会保険医療協議会全員懇談会の申し合わせにより、2年に1度実施することとされている。

2 統計法上の位置づけ

医療機関等調査については、統計法に規定する一般統計調査に該当し、あらかじめ総務大臣の承認を得る必要がある。